

様式3-1 全国規制改革要望書

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(空欄)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	(空欄)	その他(特記事項)
		1	市長の専決処分 による市の部課 の設置		地方自治法第158条第7項 の規定により、市町村の 部課の設置は条例による 制定が必要だが、市長の 専決によりこれを行い、議 会に対しては報告のみで 可としようとするもの	総合計画の政策-施策-事 務事業体系(目的志向体 系)に即した戦略的組織の 構築のため、市長の専決 処分により組織構築を行 う。	近年、自治体ビジョン(総合計 画)の達成のため、行政評価を 導入する自治体が増えてきてい る。 しかしながら、事務事業評価のレ ベルであっても、一つの施策に 複数の課が所管する事務事業 が混在している状況が多く見ら れ、施策の中における事務事業 のプライオリティを付けづらいの が現状である。また、事務事業 の再編のプロセスの中で、施策 レベルの見直しも十分考えうと ころである。 本来自治体ビジョンの達成のた めには、目的志向体系の組織、 予算管理が必須であるが、それ は事業戦略の見直しがあった場 合には、迅速に対応されなけれ ばならない。 しかしながら、現状においては、 部課の設置については議会の議 決を経なければならないこと になっており、迅速な組織構築を するに当たり制度がそれを担保し てくれない状況にある。 したがって、戦略的組織構築を 首長の専決で行うことを希望す るものである。 なお、この規制緩和により、恣 意的な組織の構築を図るものでは ない。	地方自治法第158条第7項	総務省		
		2	款項目に囚われ ない予算執行管 理		地方自治法第216条、地方 自治法施行令第147条、地 方自治法施行規則第15条 の規定による款項目節に 囚われない予算の執行管 理をしようというもの。	予算の歳入歳出の執行管 理は、地方自治法第216 条、地方自治法施行令第 147条、地方自治法施行規 則第15条の規定による款 項目節に分類し、なされな ければならないが、自治体 の戦略的経営を推進する ため目的志向体系による 予算の執行管理をしよう というもの。	近年、自治体ビジョン(総合計 画)の達成のため、行政評価を 導入する自治体が増えてきてい る。 しかしながら、事務事業評価のレ ベルであっても、一つの施策に 複数の課が所管する事務事業 が混在している状況が多く見ら れ、施策の中における事務事業 のプライオリティを付けづらいの が現状である。将来的には、政 策・施策にマネージャーを置き、 役所内リソースに係る執行管理 権限を与えて、自治体戦略に基 づく自立的な組織運営を目指 すことを考えているが、現状の款 項目の区分の下では、間接費に係 る部分を施策・事業毎に把握す るのが困難である。 従って、会計を発生主義に変え ることと併せて、独自の目的志 向体系に併せた予算の執行管 理体制が必要になると考えられ る。 なお、この規制緩和により、財務 会計システム内で法に基づく予 算管理も併せてするものである。	地方自治法第216条、地方 自治法施行令第147条、地 方自治法施行規則第15条	総務省		